

労働者を採用する場合には、労働条件を書面で明示しましょう

! 労働者を雇い入れた時には、賃金、労働時間等の労働条件を書面の交付により明示しなければいけません（労働基準法第15条）。



書面で明示すべき労働条件の内容

- 労働契約の期間（期間の定めの有無、定めがある場合はその期間）
- 就業の場所・従事する業務の内容
- 労働時間に関する事項（始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩、休日、休暇等）
- 賃金の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項
- 退職に関する事項（解雇の事由を含む）



あわせて 労働契約の期間の定めがある場合

- | | | |
|---|---|--|
| <p><input checked="" type="checkbox"/> 更新の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新の有無や判断基準など <p>平成 25 年 4 月 ~</p> | <p>記載例 更新の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動的に更新する ・更新する場合があります ・契約の更新はしない <p>など</p> | <p>記載例 更新の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間満了時の業務量により判断する ・労働者の勤務成績、態度により判断する ・労働者の能力により判断する ・会社の経営状況により判断する ・従事している業務の進捗状況により判断する <p>など</p> |
|---|---|--|

あわせて 短時間労働者（パートタイム労働者）を雇い入れる場合

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 昇給の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 退職手当の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 賞与の有無 | <ul style="list-style-type: none"> ● 賃金は、パートタイム労働者一律に定めるのではなく、その職務内容・成果・意欲等を勘案して決定しましょう。（パートタイム労働法第9条） ● 雇い入れ後、パートタイム労働者が求めた場合は、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明してください。（パートタイム労働法第13条） |
|---|---|

? 労働条件通知書に関してのご質問については、以下へお問い合わせください。

労働基準法に関するお問い合わせ		
鳥取労働局労働基準部監督課	〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9	☎0857-29-1703
鳥取労働基準監督署	〒680-0845 鳥取市富安2丁目89-4 鳥取第一地方合同庁舎	☎0857-24-3211
米子労働基準監督署	〒683-0067 米子市東町124-16 米子地方合同庁舎	☎0859-34-2231
倉吉労働基準監督署	〒682-0816 倉吉市駄経寺町2-15 倉吉地方合同庁舎	☎0858-22-6274
パートタイム労働法に関するお問い合わせ		
鳥取労働局雇用均等室	〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9	☎0857-29-1709

